第二十三条第三項中「実施する者」の下に「（第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）」を加える。

第二十四条の見出しを「（立入り）」に改め、同条第二項中「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「証票」を「証明書」に、「呈示し」を「提示し」に改める。

第二十六条第一項中「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「かき、さく等」を「垣、さくその他これらに類するもの」に改める。

第二十九条第一項中「かき、さく等を伐除し」を「垣、さくその他これらに類するものを伐除させ」に、「当該国土調査を実施した」を「これらの規定により伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した」に改める。

第三十二条中「地方公共団体」の下に「（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十五条中「五万円」を「百万円」に改める。

第三十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「漏し、又は窃用した」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

第三十七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「立入」を「立入り」に改め、同条第四号中「立会」を「立会い」に改める。

附　則

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国土調査法第三十五条から第三十七条までの改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第六十九号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	690,000	620,000	588,500	567,700	547,000	484,800	422,600	381,200	339,700	319,000	298,200	277,500
	インドネシア	650,000	550,000	516,300	496,500	476,800	417,500	358,300	318,800	279,300	259,500	239,800	220,000
	カンボジア	610,000	590,000	559,100	539,500	520,000	461,300	402,600	363,500	324,400	304,900	285,300	265,800
	シンガポール	610,000	550,000	513,400	492,800	472,300	410,700	349,100	308,000	267,000	246,400	225,900	205,400
	スリランカ	600,000	580,000	543,500	523,600	503,600	443,800	384,000	344,100	304,200	284,200	264,300	244,400
	タイ	550,000	460,000	435,100	417,700	400,300	348,100	295,900	261,100	226,300	208,900	191,500	174,100
	大韓民国	610,000	510,000	479,100	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
	中華人民共和国	770,000	610,000	572,000	549,100	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
	ネパール	660,000	640,000	598,200	577,100	556,000	492,600	429,200	387,000	344,800	323,600	302,500	281,400
	パキスタン	760,000	700,000	663,800	643,000	622,300	560,100	497,900	456,500	415,000	394,300	373,500	352,800
	バングラデシュ	710,000	690,000	655,100	634,200	613,300	550,500	487,700	445,900	404,000	383,100	362,200	341,300
	東ティモール	770,000	750,000	713,800	691,900	670,000	604,300	538,600	494,800	451,000	429,100	407,200	385,300